

川崎市長

平成 19 年 10 月 1 9 日

阿 部 孝 夫 様

「本気で臨海部の未来を考える会」

「川崎南校を活かそう会」

代表者 高橋徹夫

事務局 渡辺 治

川崎市川崎区鋼管通り 4- 14- 18

Tel 044-344-6520 Fax 044-344-3936

### 旧神奈川県立川崎南高校に関して解体費執行の延期のお願い

日ごろ、市民生活の向上と市政の発展のためにご尽力いただき、まことにありがとうございます。さて、旧県立川崎南高校の件にかかわり、緊急のお願いを申し上げます。

現在神奈川県には、解体費の執行を差し止めるよう監査請求を出しており、10月4日、監査請求が受理され昨18日には意見陳情を行うことができました。

また10月18日には、「校舎解体差し止め仮処分申立書」を横浜地方裁判所に提出いたしました。

先の県議会における解体費の予算決議にあたっては、土壤汚染に対して「不安」を訴えている住民がおり、その「不安」を取り除くために建物を壊さねばならないとして可決しましたが、去る8月31日付の知事名での回答書には「人体に影響はない」とあり、住民の「不安」が根拠のないものであることを神奈川県知事自らが明言されています。それは、6月県議会で可決された校舎解体に関わる予算を執行する根本的理由がなくなったことを意味します。

同時に、川崎市においては、6月25日の市議会におけるこの案件に関わる付帯事項で「土壤汚染については、住民の不安を取り除くために、早急に対応することを県に求めること。」としておりましたが、この付帯事項も事実上無効になったと考えます。

現在、県立川崎南高校に関して神奈川県財産管理課は、「防災防犯」「川崎市のまちづくりに協力することとして」と二つのみを解体の理由として挙げておりますが、川崎市は「壊してまで協力するほどの特段急ぐ計画はない」としており、かつ神奈川県財産管理課は「早くても売却は2年後」と言っています。

このような県と市の表明によれば、少なくとも1年予算の執行を延期することを妨げる緊急性はないと考えられます。つまり、廃校となった旧県立川崎南高校の校舎を有効に利用するためにいかなる手立てができるかを、県と市、そして住民の三者で十分協議する時間的余裕は十分あります。

旧県立川崎南高校を解体しないで、地域・住民のために再活用してほしいという住民の声が日々高まっている今、このまま解体を強行することは、県政や市政に対する住民の不信感を大きく生むこととなります。また、解体工事に関わり、憂慮すべき不測の事態も生じる可能性もないとは言えません。

以上のような、私どもの考えと思いをとお汲み取りいただき、阿部孝夫市長に置かれましては特段のご配慮とご決断により、10月24,25日の入札及び26日の開札と業者決定の過程を中止し、一旦延期されるよう、神奈川県知事宛に要請されるよう心からお願い申し上げます。

以上

神奈川県知事

平成 19 年 8 月 22 日

松沢 成文様

「本気で臨海部の未来を考える会」

事務局 川崎ファクトリー

210-0852 川崎市川崎区鋼管通り 4-14-18

Tel 044-344-6520 Fax 044-344-3936

## 旧神奈川県立南高校の跡地利活用に関する要請書

### 1 はじめに

日ごろ、県民生活の向上と県政の発展のためにご尽力いただき、まことにありがとうございます。

さて、旧県立南高校跡地の利活用に関わる県の施策めぐって、旧県立南高校周辺の地域住民のみならず、多くの県民から疑問や要望・意見が寄せられていることはすでにご承知のことと存じます。私どもの呼びかけによる、「旧県立南高校跡地利活用に関わる要望署名」はきわめて短期間に関わらずその数はおよそ 1 万筆にのぼっており、すでに市当局に届けられております。さらに、旧県立南高校近隣の地域・商店街には、「旧県立南高校の跡地を地域の発展のために活かして欲しい」という、住民の願いをこめたステッカーも商店街や住宅地に 600 枚以上が貼り出されており、この問題に対する住民の関心はきわめて高いものがあります。

また、去る 7 月 9 日に、県財産管理課と教育財務課主催の旧県立南高校跡地の土壌汚染の「説明会」なるものがもたれましたが、その説明をめぐって参加者から多くの疑問が出され、予定時間をはるかにオーバーしても、参加した県民が納得するに足る説明・答弁がなされませんでした。

その結果、「継続説明会を設定する」との約束で説明会は散会したものの、本問題に関する県財産管理課の主催のもとでの「継続説明会」は開催されないまま今日にいたっています。

ところで、「説明会」での説明によれば、この 9 月にも校舎の解体をする入札業者の選定を含めた事業の推進を行うということです。

ことは緊急を要することであり、旧県立南高校が解体されてしまってからでは地域住民の跡地利活用にかかわる願いは実現することはできません。したがって、私たちは以下のよう

に緊急の要請を行うことにいたしました。

言うまでもなく、旧県立南高校は、県民の貴重な財産です。またその利活用にあたっての予算は県民の税金であり、無駄な遣い方は厳しくチェックされなければならないものです。先の県議会で可決されたという「校舎解体」に関わる費用は総額七億 7 千万円（解体

費：3億5千7百万、国庫納付金：2億4千万、土壤改良：1億7千万）余にも及びます。このような巨額が県税を費消しないで、地域住民の要望にそった利活用の施策を行えば、県税の大きな節約になるのは、誰が見ても明らかです。

県知事におかれましては、関係部局と緊急に協議をされ、私たちの要請に真摯に対応していただき、税金の無駄遣いをやめ、県民の意見が十分反映される施策を行うよう強く要請いたします。

以上のような前提に立ち、以下のように要請いたします。

## 2 要請事項

- 1 旧県立南高校の跡地の利活用については、校舎の存続を前提とした利活用をはかるため、近隣の住民の意見を広く聴取してください。そのため、校舎解体に関わる予算の執行を停止し、県民・住民の意見を反映する計画へと根本的な見直しをしてください。
- 2 県財産管理課による説明によれば、校舎の解体の理由の一つに旧県立南高校跡地の土壤汚染を挙げています。しかし、校舎を壊してまで土壤汚染対策をしなければならないような危険な汚染状態であれば、これまで長年にわたり同校を利用してきた生徒・職員には重大な健康被害を生じていることが懸念されます。  
したがって県としては、校舎を壊す以前にまず何よりも、その状況を旧県立南高校卒業生ならびに当時の教職員に周知し、健康調査（血液検査など）に全力を尽くすことが急務です。それが県民の健康と安全を守るために尽くすべき県の基本的な責務です。  
この点に関し、緊急の施策を明確に示されるよう強く要請します。  
なお、上記の対応は必要でない場合（「汚染」と称するものが人体に影響はない場合）は、1の校舎存続による跡地の利活用は十分考慮できることとなります。
- 3 「はじめに」で述べたように、県財産管理課による「説明会」は、「継続」をしているはずですが、この「継続説明会」を緊急に再開するよう強く要請します。
- 4 県財産管理課の説明によれば、旧県立南高校の跡地利用に関わる校舎の解体は、川崎市の都市計画に関わっての強い要請によるということもその理由として挙げております。したがって、3の「継続説明会」においては、川崎市のこの問題に関わる責任部署の責任者の出席を県として強く要請してください。私どもも、別途川崎市長あてに「要請書」を提出することになっております。

## おわりに

以上のように、旧県立南高校跡地利活用に関わる私たちの要請を真摯に受け止め県としての誠意ある対応をされるようあらためて要請するものです。

そして、以上の4項目の要請に対する県知事としての見解を、来る8月31日までにお示しいただけますよう、お願いいたします。

以上

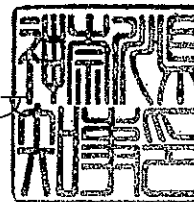
財管第19号

平成19年8月31日

「本気で臨海部の未来を考える会」

事務局 川崎ファクトリー 御中

神奈川県知事 松沢 成文



旧神奈川県立川崎南高校の跡地利活用に関する要請書について (回答)

県政の推進につきましては、日ごろからご理解、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、平成19年8月22日付けで提出されました標記の要請について、別紙のとおり回答いたします。

問い合わせ先

総務部財産管理課財産企画班 和田、平塚

電話 045-210-2514、2518 (直通)

## 《要請事項の1について》

### 回答

高校の跡地の利活用につきましては、まず、県自らの利用を検討し、次に県が利用しない場合には、地元市町村において公的な活用の意向があれば優先して譲渡していく、そしてこうした公的な活用が見込まれない場合には、民間での活用を図るという、活用にあたっての基本的な考え方にに基づきながら、併せて高校再編整備の原資とするために、慎重に検討を進めてまいりました。

元川崎南高校の跡地の利活用につきましては、県で直接利用する予定はなく、また川崎市も購入の希望はありませんでしたが、同市が策定した「南渡田周辺地区」整備計画等に即したものとなるよう、市と協調して検討してほしい旨の要望がありました。

県といたしましては、市の整備計画等により、今後、高校跡地を含む同地域の土地利用転換が図られ、地域の活性化などが期待できることなどから、市のまちづくりに協力することとしたものでございます。

建物につきましては、

- ・ 川崎市は同校跡地を含む小田栄西地区について、地域の活性化などを図るための地区計画を策定し、まちづくりの実現に向けて進展を図っていることから、これに協力していくこととしたこと
- ・ 高校跡地は、基本的に無人となることから、不審者など第三者による侵入の予防など、防犯・防火対策の観点などから早期の除却が望ましいこと
- ・ また、土壌汚染対策については、跡地の利活用を進めるためにも、恒久的な対策が必要であることから、まず、建物を除却し、その後、土壌改良等を図っていくことが合理的であること

から除却することとしたところです。

県といたしましては、建物を除却した後、土壌汚染対策を実施することとしておりますが、まちづくりに関する地元の皆様方のご要望等につきましては、川崎市において受け止めて調整を図っていただきたいと考えております。

## 《要請事項の2について》

### 回答

建物の除却と土壌汚染対策についてですが、要請事項の1でお答えさせていただいたとおり、建物の除却につきましては、川崎市のまちづくりに寄与するとともに、防犯・防火対策の観点からも、まず、建物を除却して、その後、土壌汚染対策として、土壌改良等を図っていくことが合理的であると考えております。

健康被害につきましては、学校が開校し、27年経過しておりますが、現在にいたるまで健康被害があったという話しは聞いておりませんし、川崎市が周辺地域で以前に行いました地下水調査では基準値を超える汚染物質は検出されておられません。このことから、今回の有害物質が基準値を超えて検出されておりますが、人体には影響を及ぼすものとは考えておりません。

## 《要請事項の3及び4について》

### 回答

7月9日に、元川崎南高校の跡地を含む小田栄西地区のまちづくりも併せて、土壌汚染対策等について、川崎市と連携して周辺地域の方々に説明会を実施させていただいたところです。

説明会という形での再度の実施については予定しておりません。

(事務局)

まず、今もともと工業地域の用途地域というのは、この土地が昭和電線電纜さんの工場があったこと、それから県立南高校跡地の高校が建つ以前は東芝電気硝子さんという工場がここにはございました。その敷地をおそらく県が買われて南高校を建てられたんだというふうに聞いております。あとは隣接するところに今、葵精機さんという工場がありますけれども、その前に辻鉄工さんという今の所有者の方ですけれども、これも工場をやられていたということで、一団の工場があったところですので、工業地域の用途地域が当時定められていて、そのまま来ているんだと思います。実際に高校は工業地域の中では建てられない建物として建築基準法上は位置づけられていますので、南高校を建てるときには、特定行政庁の許可をとって建てているという現状でした。ですので、先ほど委員から御指摘がありましたけれども、まさに今の用途地域では建築基準法では学校であるとか、劇場、それから映画館等といったものは建てられない建物という分類になっています。ですので、仮に地域の方々が今後そういった目的で使われるということになるとすれば、やはり何らかの用途地域の変更なり、見直しというのは必ず必要になってくるんだろうと我々は思っています。

それからあと、校舎を即壊さなければいけないかどうかという話ですけれども、今回用途地域の変更と地区計画という都市計画の案を今提案させていただいていますけれども、仮にこれが決定したら、即建物を壊さなければいけないという内容ではございません。つまり、次に土地利用転換をする建物を壊して新たな建物を建てるときには、今回変更されれば、その内容に沿った計画、道路や壁面などに沿った建物の計画をしてくださいという中身に誘導するための計画でございますので、即建物を壊さなければいけないという内容ではございません。ただ、先ほどから御説明していますように、土壤汚染調査の結果、汚染物質が出たということで、県の方では、去年の12月の特別委員会の中では、今後、今詳細を行っており、どういう対策を立てるべきかという2次調査のボーリングをまず1度やって、その結果次第では、どういう対策を立てるのかというのを市の関係部局と相談しながら立てていく。その中で、必要があれば建物を壊していくという方向で今調整していますという答弁をされていると聞いていますので、そこは今回の計画とは別に切り離してそういった動きが実際にはあるというところでございます。必ずしもこの地区計画そのものが建物の存続を否定するというものではございませんので、委員がおっしゃられたとおりでございます。

市としての意向が打診されたということですのでけれども、平成14年のときには神奈川県から取得について市に意向の確認がありました。それについては、大前提としては、神奈川県としてみずから使う予定がない場合には、当然地元の自治体にまず取得の意向があるかどうかを聞いた上で、それがなければ民間に売却するというのが基本的な方針ですということが書かれている中で、市として取得する意向はありませんかという意向の打診でした。ただ、この段階では、先ほどからお話ししていますように、市としての全体のまちづくりの方針を策定している最中でしたので、こういった策定のできた段階で、それに沿ったまちづくりに御協力いただきたいという返事をして、市としての取得

## 旧県立川崎南高校の土壌調査結果の説明会開催を求める面談

日時：平成19年08月03日

## 出席者

&lt;県 1&gt; 神奈川県 財産管理課：開元

&lt;県 2&gt; 神奈川県 財産管理課：和田

&lt;県 3&gt; 神奈川県 財産管理課：平塚

&lt;議 員&gt; 川崎市議会 議員

&lt;渡 辺&gt; 本気で臨海部の未来を考える会事務局

&lt;秘 書&gt; 神奈川県議河野議員秘書：山本氏

## &lt;議 員&gt;

剣持さんという方を通じて説明会を開いたんですね。その時に、私の最後のお約束だったと思うんですけども、議会を開くという事でその時の出席についてですね、財産管理課から三人も同席して欲しいという事をお願いをしたんですけども、出席をしてもらえなかったという事で、一応あの時の約束はあったのかという事で参加者からも大変なお叱りを受けましたし、その時にですね、剣持さんが担当で室長代理で捉えていたんですけども、收拾がつかないという事で、その場で携帯で室長にお電話しまして、次の会議に出席するという事でその会場です、もう一度説明会を開いて欲しいという事で室長は、最終的には、「私が出席するのはやぶさかではないと、財産管理課まで出席、同席出来ない」ということでしたけれども、まあ一応、\_\_\_\_\_ということになったんですね。やっぱり、基本的に今、権限っていうのは、財産管理課に移った訳ですよ。それでちょっと後でお話を聞けばいいんですけども、そういう事をすればやっぱり室長がわざわざその出て来られる、いろいろなご質問に対してお答えできないということでは、やっぱり責任をとれませんし、前回7月9日の説明会、私も同席しましたけれども、議会で事前に伺った内容とはですね、ちょっとずれているというか、説明が食い違っている部分もありましたので、あの時、あの終わり際に私が言ったのはですね、やっぱり議員として説明をなるべく正確な情報に基づいて議員議会で審議をするのが前提なんですけれども、そういうのがもし間違っているとしても、もう一度やっぱりちゃんとした説明を受けて、議員の、それこそ権限で説明会を開いていただく事はどうかかという事もお話したんですけども、そういう意味で私共の見識が問われているという事からですね、今日はちょっと是非、もう一度室長が、まなびや推進室の室長さんが出席されるという事です、同席を是非していただいて、ちゃんとあのもう一度ですね市民に対して説明をしていただきたいということで今日は伺いました。

とりあえず私の方からは、以上なんですけれども。まあ、どうぞ。

要は、9日に開かれた説明会を継続してもう一度、あの場で夜中10時半までやって、またこの夜中に徹夜してまでもやるっていかないでしょうよ。という事で、私がちょっとお勧めしてね、今日はここで打ち切らせていただいて、次回改めてやりましょうという事で確か、私はそこで終わったというような認識だったんで、当然17日まなびや推進室で、日程調節していただいた時には必ずお出になっていただけるといように思っていたんですけども。

## &lt;県 1&gt;

その話についてですけど、最後はざわざわとなっちゃったんですけども、7月9日の説明会では…ここで

…途中省略…

<渡辺>

うん。そうでしょ。そしたらさ…

<県 2>

ただうちとしては当然、あのもう廃校になったんで、当然スケジュール的にはありますよね、将来的には、当然県は使わないんですから。まあ市が受け取るとかは別としてね。売却するような形になると思います。ただこの辺の土壌汚染の対策等もありますので、しばらくの間はそれをやんなくちゃいけませんから、今年には絶対できないし、再来年だって土壌対策で絶対出来ません。それ以降なんとか、なるべく早い時期には処理しなくてはならない問題だと思ってます。スケジュールとして、だから、19、20…、だから、21 年以降になりますけども建物的にはあそこの土地については、処分していきたい、そう考えています。

<渡辺>

その、明日からでも使わせて欲しいんですね。それがなぜできないのってね。危険だったら危険だって言えはいいわけで。でもあのおじさんはね、毎日来てて、管理の人は草刈りまで別に普通にやってますよね。土掘ったり…

<県 2>

土は掘らないでしょ。

<渡辺>

土掘ったりっていうか。やっぱり土は出てきますよ、こうやったら。こうずぼっとやったらね。それをなぜ禁止してないのか、よくわかんないですね。

<県 2>

先生だってしていますよね。

<渡辺>

うん。まあそれはカバーが落ちてから。だからそれで使っていていいわけでしょ？もったいないよね。

<議 員>

だから要はね、皆さんもお忙しいですから結論をまず急いで

<県 1>

先生ね、我々は、教育財務課が再度やるっておっしゃってるじゃないですか。そこに出て行ったら、平行線ですよ。だって。同じ事説明するしかないですから。

<渡辺>

なんでちゃんとした説明ができないのかね。

<県 1>

してなかったですか？

本気で臨海部の未来を考える会

「川崎南高を活かそう会」

代 表 : 高橋 徹夫 ( 旧神奈川県立川崎南高校PTA, OB )

( 田島中学校PTA, OB会 会長)

署名者数 13, 848名 (平成19年10月18日現在)

事務局長: 渡辺 治 ( 川崎ファクトリー 代表 建築家 )

賛同者

|       |                      |      |       |                |       |
|-------|----------------------|------|-------|----------------|-------|
| 島田 潤二 | ( 追分町町内会             | 会長 ) | 大橋 一雄 | ( 京町商店街振興組合    | 理事長 ) |
| 大橋新太郎 | ( 姥ヶ森町内会             | 会長 ) | 宮地 武  | ( 小田進栄会商店街     | 会長 )  |
| 松本 兼子 | ( 小田中央町内会            | 会長 ) | 橋本 幾男 | ( 大島デパート商業共同組合 |       |
| 廣田 實  | ( 浅田一・二丁目町内会         | 会長 ) | 渡辺 正  | ( 桜本商店街        | 理事長 ) |
| 鈴木 栄一 | ( 田島町町内会             | 会長 ) | 浅野 善治 | ( 鋼管通商栄会       | 会長 )  |
| 大川 達郎 | ( 東鋼親和会              | 会長 ) | 篠原 彰孝 | ( 大島本通商店街      | 理事長 ) |
| 松島 尚幸 | ( 浜町二丁目町内会           | 会長 ) | 星野 武宣 | ( 浜町商店会        | 会長 )  |
| 田口 清  | ( 川崎市立渡田小学校 PTA会長 )  |      | 芦川 良一 | ( 大島商興会        | 会長 )  |
| 永野 房子 | ( 川崎市立田島養護学校 PTA会長 ) |      | 飯塚 輝夫 | ( 田島地区酒販組合     | 地区長 ) |
| 三角 宏  | ( 川崎池上新町商業・物流セ       | 会長 ) | 土屋洋二郎 | ( 渡田新町新栄会      | 会長 )  |
|       | ンター問題をかんがえる会         |      | 三木 久夫 | ( 渡田向町商店会      | 会長 )  |
| 有坂 直幸 | ( 公害根絶・市民連絡会         | )    | 木村 守洋 | ( 大島市場商友会      | 会長 )  |

萩原 英子(小田中央町内会 相談役)、宮本 和男(小田中央町内会 副会長)、荒金 嘉昭(小田中央町内会 副会長)、鯨岡篤太郎(小田中央町内会 副会長)、石倉 直充(大島上町町内会 防火部長)、武田 祐作(大島上町双葉こども会 育成会長)、柏木 茂(南高PTA, OB) (順不動)

相談役

|       |                   |       |       |                 |        |
|-------|-------------------|-------|-------|-----------------|--------|
| 中村紀美子 | ( 若宮八幡宮           | 官司 )  | 高橋 鷹志 | ( 東京大学工学部建築学科   | 名誉教授 ) |
| 殿谷 一成 | ( 鎌倉円覚寺雲頂庵        | 住職 )  | 松岡 紀雄 | ( 神奈川大学経営学部     | 教授 )   |
| 渡辺 達夫 | ( 川崎区文化協会         | 相談役 ) | 稲垣 弘子 | ( 駒沢女子大学人文学部    | 教授 )   |
| 宮城 聰  | ( (財)静岡舞台芸術センター   |       | 渡辺 昇  | ( 北海道大学工学部土木工学科 |        |
|       | 芸術総監督 )           |       |       | 名誉教授 )          |        |
| 佐藤 克明 | ( 音楽評論家           | )     | 谷口 大造 | ( 鳥取環境大学        | 準教授 )  |
| 荻野 高秋 | ( リバーカーレントの会      | 会長 )  | 佐藤 将之 | ( 早稲田大学人間科学学術院  | 助手 )   |
| 田中友章  | ( 川崎のまち資源を考える会    | 代表 )  | 阿部 一徳 | ( 俳優            | )      |
| 松岡嘉代子 | ( 多摩区在住           | )     | 山田 佳紀 | ( 俳優            | )      |
| 和多利浩一 | ( ワタリウム美術館        | )     | 石川 正義 | ( 俳優            | )      |
| 加藤 訓子 | ( 打楽器奏者           | )     | 山本耕一郎 | ( 芸術家           | )      |
| 千葉 昭  | ( 川崎市民オペラ合唱団・川崎芸術 |       | 田中裕太郎 | ( 今申楽「臈座」       | 座長 )   |
|       | 倶楽部 団長・幹事 )       |       | 葛西紀巳子 | ( 色彩研究家         | )      |